

(結果公表様式)

## 第2次東御市青少年健全育成計画（原案）に対する

### パブリックコメントの結果について

#### 1 募集の概要

件名	第2次東御市青少年健全育成計画（原案）
意見の募集期間	平成29年12月1日（金）～12月28日（木）
意見の受付方法	投函箱への投函、郵便・FAXによる送付、電子メール、担当窓口
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 8件
実施機関	東御市 教育委員会事務局教育部 教育課 青少年教育係 電話：0268-64-5906 ファックス：0268-64-5878 電子メール：seishonen@city.tomi.nagano.jp

#### 2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	5
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	1
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	2
	計		8

### 3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	<b>パブリックコメント実施にあたり</b> ・図表・資料等の表示について、白黒でも判読できる、または配布用をカラー刷りとすることを望む。	広聴を分掌する企画財政課において、統一した手続きが図られるよう取扱い方法等改善に努めていきます。	E
2	<b>パブリックコメント実施にあたり</b> ・計画・原案等の作成の過程、新旧対照等の添付を望む。	広聴を分掌する企画財政課において、統一した手続きが図られるよう取扱い方法等改善に努めていきます。	E
3	<b>資料出典について</b> ・資料出典について、確認がとれる表示を遵守することを希望する。 原典資料の提示がなければ、計画・原案等の作成過程が確認できず、パブリックコメントの作成が不十分とならざるを得ない。	出典元を明記するとともに、必要と思われる資料に関しては別途お示しします。	B
4	<b>計画期間及び改定視点について</b> ・第1次青少年健全育成計画の期間が10年と長期であり、10年の計画期間は時代の波に耐えられない。期間中も家庭・社会・学校環境の変化に応じ、見直しを行うことが求められていたはずである。計画期間5年はこの点に言及すべきである。 今回の改定では社会情勢の変化を反映した改定の視点が求められると考える。	計画期間の見直しを含む、今回の改定の視点については「第1章 1 計画の趣旨」において追記します。	B
5	<b>児童虐待への対応について</b> ・日本の子どもの貧困率は13.9%を記録して、子どもの実に7人に1人が貧困状態になっているという。ひとり親世帯の貧困率は先進国のなかでも最悪な水準となっている。特に深刻な家庭の場合、親の孤立化や貧困などが子どもへの虐待や育児放棄などへと発展する傾	児童虐待の背景には貧困等の様々な要因があると考えられます。学習面の支援等を含め、子どもの居場所確保に向けて取り組んでいるところではありますが、個別事業につきましては、状況に応じて実施を検討します。	C

	<p>向がある。地域に埋もれ、気づかれにくい子どもの貧困や虐待問題への対応は、第4章4(2)「①児童虐待への対応」から子育て世帯を孤立させないアウトリーチ的な子ども食堂や学習の場など、具体化が必要である。</p>		
6	<p><b>ひとり親世帯支援について</b></p> <p>・子どもの貧困についての取組は、母子世帯・父子世帯のおかれた状況等分析による相対的貧困対策が必要である。非正規のシングル生活支援などが相談機能の充実に求められる。子育てや家事が女性の役割とされていること、すなわち性別役割分業規範の存在する社会では、ひとり親になることは男女いずれにとっても困難がつきまとい、父子世帯には母子世帯とは異なる支援が必要である。ともに、子ども達にとってメンタルケアが求められる。</p>	<p>家庭環境に応じた相談・支援体制をとることについては「第4章基本目標Ⅰ 1(1)家庭教育の充実」にて、子ども達のメンタルケアについては、ひとり親世帯に限らず、あらゆる問題を抱える子どもを対象とし「第4章基本目標Ⅱ 2(3)相談機能の充実」において追記します。</p>	B
7	<p><b>ひきこもり支援について</b></p> <p>・就業能力および就業意欲の習得に向けた支援を行う団体等の支援拡充を図り、ニートやひきこもりに関する実態把握に努めるとともに、困難を有する若者の居場所確保を進めるとあるが、それ以前に当事者性や対等性を有する居場所空間の提供において、ひとりひとりの具体的事例が把握されるのだと考える。ニートやひきこもりは生活困窮者であるとの認識による取組、アウトリーチ施策まで言及したい。</p>	<p>社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対する具体的な支援施策については「生活困窮者自立支援制度」に基づいた取組みが実施されているため、本計画においては関係機関との連携について追記します。</p>	B
8	<p><b>自殺リスクを抱える青少年への支援について</b></p> <p>・青少年の自殺について計画に言</p>	<p>自己肯定感の醸成や自身が抱える課題の解決、また青少年を取り巻く家庭・地域・学校環境の整備</p>	B

	<p>及がない。自殺は防ぐことができない社会的な問題であり、自殺対策は継続して取り組むべき課題である。長野県の次期自殺対策推進計画の骨子案では、自殺死亡率が高いとされる若年層と過労など仕事上の問題による自殺の対策を重点施策と位置付けているという。骨子案には、子どもに対する SOS の出し方教育、助けを求める声に気づけるようにする教職員研修の実施が示されている。計画には自殺リスクを抱える若者への同様の支援を強化する視点が必要である。</p>	<p>が自殺対策につながると考えます。</p> <p>本計画では、「第4章 基本目標Ⅱ 2(2) 青少年の被害防止」において自殺対策の項目を追記します。</p>
--	---	--